

Title	明治初年の新旧思想対立への序曲
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1934
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.28, No.6 (1934. 6) ,p.765(1)- 810(46)
JaLC DOI	10.14991/001.19340601-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19340601-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

三田評論

六 月 號

日吉建設資金募集趣旨書並寄附申込者氏名及金額……………(卷頭)

現代社會思想の動向……………

問題批評……………

子宮癌の放射線療法……………

函館より……………

陸の王者水の弱者 スポーツ三重奏

三色旗靡くところ……………

早慶競漕を願て……………

庭球早慶試合……………

評書

井原紉著「マルクシズムの知識」の學的价值……………

友松圓諦著「法句經講義」……………

Y・Z

福澤先生銅像除幕式その他……………

鎌田先生百日忌記念晚餐會……………

應用心理學會合同大會出席報告……………

日吉建設資金拂込者氏名……………

鎌田先生傳記及全集刊行會報告……………

□塾員諸君へ謹告□暑中休暇中塾生の地方旅行に就て

□編輯餘瀝

塾報・雜報・各地三田會だより圖書館記事・動靜・維持會報告

定 價 金 參 圓 四 拾 四 錢 振替貯金東京一八二〇四番

三田學會雜誌 第二十八卷 第六號

明治初年の新舊思想對立への序曲

加田 哲 二

明治維新を中心として、政治・社會・經濟の上に一大變革が齎されたことは、こゝに詳説を必要としない。而して、この一大變革を中心として、賛否の議論が旺盛であつたことも自ら想像し得らるゝのである。故に維新革新は、その本質上當然また一の思想闘争を展開してゐるのである。實際運動とそのイデオロギイは、現實社會の發展の傾向によつて規定せらるゝものであつて、豫めその理想型によつて區別・分類を行ふことは極めて非現實的であるといはねばならぬ。維新變革運動における最も重大なる分類指標は勤王佐幕であるが、この指標は果して、實際上社會・政治・經濟上の明白なるイデオロギイを持つてゐたであらうか。實際運動としての勤王佐幕運動が、明白なイデオロギイ

明治初年の新舊思想對立への序曲

(七六五)

塾 義 應 慶 田 三・芝・京 東 所 行 發

ギ一形態を持つてゐなかつたことは、當時の先覺者の既に指摘するところである。「福翁自傳」には次のやうに記されてある。

「世の中の形勢を見れば天下の浮浪即ち有志者は京都に集つてゐる夫れから江戸の方では又幕府と云ふものが勿論時の政府でリキンで居ると云ふ譯けで日本の政治が東西二派に相分れて勤王佐幕と云ふ二派の名が出来た、出来た所でサア其處に至て私が如何するかと云ふに

第一 私は幕府の門閥壓制鎖國主義が極て嫌ひで之に力を盡す氣はない

第二 左ればとて彼の勤王家と云ふ一類を見れば幕府より尙ほ一層甚だしい攘夷論でこんな亂暴者を助ける氣は固よりない

第三 東西二派の理非曲直は姑く扱置き男子が所謂宿昔青雲の志を達するは亂世に在り勤王でも佐幕でも試みに當て碎けると云ふが書生の事であるが私には其性質習慣がない(福澤全集第七卷) (四七四—四七五頁)

この第一及び第二における福澤先生の見解即ち幕府側の「門閥壓制鎖國主義」、所謂勤王家における「尙ほ一層甚だしい攘夷論」は當時における實相である。しかしながら、徳川幕府が「開國である」と云ふのは外國交際の衝に當て居るから餘儀なく溢々開國論に従て居た丈けの話であるといふやうに、實際上においては、攘夷家である彼等が開國を主張したのである。(福澤全集第七卷)「然らば、則ち之に取て代らうと云ふ上方の勤王家はドウだと云ふに彼等が代たら却てお釣の出るやうな攘夷家だ」(福澤全集) (四七九頁)。しかもこの「お釣の出るやうな攘夷家」が實際政權を握つた

場合においては、堂々たる開國主義者と化し、その大部分は、西洋文明の輸入を主張する文明開化論者と化するに至つたのである。

かゝる複雑なる實際運動または實際政策におけるイデオロギ一の判定は甚だ困難なことといはねばならぬ。例へば、明治政府の宗教政策としての神道採用・廢佛毀釋・對キリシタン宗教政策等によつて判定すれば、明治政府の宗教政策は、反動的であるともいへようし、また準國教的性質を持つてゐた佛教の封建的勢力打破といふ觀點から見れば、進歩的であるともいへよう。また同政府の身分制の問題、即ち武家、穢多非人等に對する政策からいへば、明治政府は一の進歩的イデオロギ一によつて指導されたともいひ得るのである。

しかしながら、日本社會全體の發展動向から見てのイデオロギ一における保守並に進歩性の判定は、封建主義に對する態度によつて、決定せらるべきものである。何となれば、明治維新は、その主要スローガンである勤王討幕によつて示されてゐる如く、徳川封建制を廢して、王政を復古することであつた。今日の言葉をもつていへば、封建的基本社會から國民的基本社會への飛躍であつた。これは基本社會發展の必然的傾向である。故にこの國民的基本社會の構成・發展に順應し、これを助長すべき政策・思想は進歩的と稱すべきものであり、この必然的發展の動向に、反對し、これを阻止せんとする政策・思想を保守的であると見てよいのである。かく觀じ來れば、明治維新前後における進歩的新思想に立つものは、討幕・反封建を主張する明治政府及びその側に立つものであり、保守的舊思想に屬するものは、佐幕・封建復歸を主張する佐幕派または懷古論者である。たゞこの場合においても、イデオロギ一

における純粹な理想型的對立のみを考へることは、現實の思想的・政策的潮流の眞實を認識する所以ではない。かゝる對立的イデオロギーにおいても、幾多の交流・錯綜の存在することは豫め注意しなければならぬところである。

二

幕末において、既に新しい日本の姿が要求せられた。維新の六年前文久元年蘭學者神田孝平は「農商辨」を書いて日本商業立國論を唱へた。(淡崖遺稿「一三頁」)而して福澤先生も同じ文久年間に「唐人往來」なる一篇を草して、外國との交通・貿易の利益・必要を痛論された。(福澤全集緒言第一卷)これらは堂々たる國民的基本社會への動向の認識であり、その要求であつた。神田孝平は、慶應四年四月更らに、「日本國當今急務五ヶ條ノ事」を草して、更らに「農商辨」の趣旨を發展せしめてゐる。それにいふ。

- 「一 我日本ハ永久獨立國タルヘシ決シテ他國ノ附屬トナル可ラス
- 「二 我日本ヲ使テ獨立セシメント欲セハ宜ク是ニ相應セル國力ヲ起サ、ルヘカラス
- 「三 右國力ヲ起サント欲セハ日本國中一致セサル可カラス
- 「四 日本國中ヲ使テ一致セシメント欲セハ宜ク國人ヲ使テ悉ク政府ノ政ニ從ハシムヘシ
- 「五 國人ヲ使テ政府ノ政ニ從ハシメント欲セハ政府ニ於テ日本國中ノ衆説ヲ採ルヘシ決シテ一方ノ説ニ泥ムヘカラス

右五ヶ條西洋國法學ノ大綱ニ基ツキテ我國當今ノ急務ヲ揭示スルモノナリ

戊辰四月

江戸開成町 神田孝平識

(淡崖遺稿「三一—四頁」)

神田孝平は、かくの如き「日本國當今急務五ヶ條ノ事」を實際政策として、江戸に行はんと志して、同年四月「江戸市中改革仕方案」なるものを執筆した。その要領は次の如きものである。

「江戸ハ元來日本國中諸大名輻湊ノ地ナリシ所、時勢一變シ、今ハ復昔ノ如クナラス、且遠カラサル内ニ外國人モ居留スル事ニ成ル可ケレハ、後年ノ盛衰ハ姑ク差置キ眼前此儘ニテハ立チ行キ難キ姿ナリ、然レハ先ツ急ニ改革ノ良法ヲ行ハサル可ラス、擬其改革ノ趣意ハ第一江戸中ノ知恵ト力トヲ集ムルヲ肝要トス、コレヲ集ムルノ法ハ總代會議ノ法ヲ設クルニ在リ、今試ニ其法ヲ論セハ先江戸市中ヲ廿組程ニ分チ、各組ノ中ニテ地面持ハカリ相集リ、入札ノ法ニテ誠實才能アル者二人ヲ選ミ是ヲ組中ノ總代トシテ、奉行所ニ差出スヘシ、左スレハ、奉行所ニハ、江戸中組々ヨリ出ル總代人、凡ソ四五十人モ集マルヘケレハ、一大席ヲ設ケテ集會セシム可シ、是レ即チ總代會議所ナリ……」(淡崖遺稿「二四頁」)

この「江戸市中改革仕方案」と前掲「急務五ヶ條ノ事」とを併せ考へれば、神田孝平の目的・手段は、明白であるやうに思はれる。たゞ彼が「西洋國法學」を標榜するにも拘らず、「江戸市中改革仕方案」において「地面持」の議員を選出すべきを主張したのは、當時として、著しく進歩的な彼の頭腦にも尙ほ封建的基本社會の基本的法則の侵潤してゐたことを吾々は感ずるのである。

神田孝平の日本國の衆説をとること、江戸市中についていへば、「總代會議所」を設置する説は、既に早く、文久元年「農商辨」の書かれたのと同年「天門加藤誠之(弘之の舊名)の「鄰艸」によつて主張されてゐる。その一節にいふ。

「……實に漢土の缺典と云ふべきは所謂公會なり、唐虞三代の頃より此公會を設けざるが故に後世暗君暴主等出るに至りては、或は政權を姦臣貪吏の爲に竊まれ、或は君主獨り其權を専らにして遂に天下國家を失ひ易きなり……故に公會を設けるは堯の敢諫鼓を作り舜の誹謗木を立つるにも遙に優る者にして實に治國の大本と云ふ可きなり此公會なきときは、從ひ如何なる法律ありとも何の益もなきことなり……」

(鄰艸 加藤弘之講演全集 第四冊所收五〇一頁)

加藤弘之はこの書について次のやうな説明を加へてゐる。余が二十六歳の時に於て鄰草と題せる書を著して歐洲立憲政體の本旨上下二院の概略を論述せしことありしが、其主旨たるや當時幕府並に諸藩の政體政治既に甚だ公平を失ひ大に時勢に適せざるものあるを以て歐洲の政體政治を説て同一天地間に此の如き至公至平の立憲政體なるものあるを知らしめ幕府並に諸藩をして大に鑑戒する所あらしめんとするに在りしも、當時言論束縛の甚だしき之を明言する能はざるを以て假に支那の政體政治の甚だ公平を失て大に歐洲に劣る所あるに託言し愛親覺羅氏は今にして歐洲各國に鑑發せしめて其政體政治を改新するに非ざれば到底永く治安を保つ能はざるべしと論述したり、而して鄰家の疝氣を頭痛に病むと云へる俗諺の意を取りて之を鄰草とは題したり、是れ蓋し本邦に於て歐洲立憲政體の概要を説くの權輿なりと云ふも決して過言に非ざるべしと信ず」(加藤弘之立憲政體の緣故 加藤弘之講演全集 第三冊一〇一頁 尙ほ加藤弘之自叙傳四四頁「太陽」臨時増刊 明治十二年六月 六六―六七頁參照)

これは議會設置論である。國內の輿論と一致とを齎らしむべき議會に對する要求であり、從つて、既に行き詰まつてゐた封建的政治の打開の要求である。この要求が神田孝平の場合におけると同じやうに、國民的基本社會への要求・政策となることは、また當然のことといはねばならぬ。(維新前後の立憲思想については、尾佐竹猛氏の「維新前後の立憲思想」(三冊)なる研究を見よ。同氏著「維新前後の立憲思想」(三冊)

三

神田・加藤兩先生の如き明確なる見通しのある見解を持つてゐたものは勿論少數であらう。神田孝平は和蘭學の加藤弘之は獨乙學の研究家であり、ともに西洋國法學については、後年權威者となつた人である。かくの如き人にして始めて、その青年時代においても、かくの如き明敏なる頭腦を持つてゐたのである。しかし、多數の人々と雖も封建社會が既に行詰り、徳川封建制の政治的崩壞の目睫に迫まるものあるを感じたのである。慶應二年頃の落首に「哀れとも言ふべき世とは成にけり我子ながらも頼なければ——耻の本のかき丸」といふのがある。(櫻木章樹面觀幕末史七四五頁)

幕府は慶應三年十月十四日大政を奉還した。第十五代將軍徳川慶喜の奏聞の一節には、「當今外國ノ交際日ニ盛ナルニヨリ、愈朝權一途ニ出テ不申候テハ綱紀難立候間、從來ノ舊習ヲ改メ、政權ヲ朝廷ニ奉還シ、廣ク天下ノ公議ヲ盡シ、聖斷ヲ仰キ、同心協力共ニ皇國ヲ保護仕候ヘハ、必ス海外萬國ト可並立候、慶喜國家ニ所盡是ニ不過ト奉存候、乍去猶見込ノ儀モ有之候ヘハ可申聞者諸侯ヘ相達置候」とある。これより先き將軍に大政奉還を勧めた山内容堂の建白書の一節にいふ。「……唯願クハ大活眼大英斷ヲ以テ天下萬民ト共ニ同心協力、公明正大ノ道理ニ歸シ、

萬世ニ亙テ不愧萬國ニ臨テ耻サルノ大根柢ヲ建テサルヘカラス。唯幾重ニモ公明正大ノ道理ニ歸シ天下萬民ト共ニ皇國幾百年ノ國體ヲ一變シ、至誠ヲ以テ萬民ニ接シ、王政復古ノ業ヲ建テサルヘカラスノ一大機會ト奉存候」かくて、前掲の第十五代將軍の奏聞となつたのである。

大政奉還後の政治形態及び統治方法については、列藩會議説が甚だ有力であつたが、これも充分には行はれなかつたことは、慶應三年十二月十九日の徳川慶喜の上書に現はれてゐる。その一節にいふ。然ルニ臣慶喜鄙夷獨リ以爲、方今國家ノ形勢日ニ危急ノ域ニ迫ル、宜ク早ク列藩ト同心戮力天下ノ公議輿論ヲ採リ、以テ大公至平ノ國是ヲ定メ皇基ヲ維持鞏固ナラシムヘシト。日夕天勅アリ以テ這ノ會議ヲ開カントヲ企望ス。豈圖ランヤ此間右等頭末更ニ旨令モ之ヲ又在京列藩ノ衆ニモ詢ラス、俄然一兩藩戎裝ヲ著シ宮闕ヲ擁護シ國家未會有的ノ大改革ヲ發シ、剩ニ先帝親任遺托ノ攝政殿下ノ重職ヲ停メ先帝眷顧ノ公卿ヲ擯斥シ、遽ニ先帝放逐ノ逋逃ヲ還復シ、陪臣ノ輩ヲシテ猥リニ玉階ニ接近徘徊使シメ、皇國數千年來ノ朝典ヲ汚蔑ス。……殊更外國交際ハ皇國一體ニ關係スル所ニシテ所謂國家重大ノ事件ナリ。僥倖ノ新任陪臣ノ輩萬一聖斷ヲ矯メ、一時ノ陋見ヲ以テ此ノ如キ重事ヲモ猶處置決定シ、若シ其當ヲ失フトキハ信義ヲ外國ニ失シ、忽チ國家顛覆ノ患ヲ招ク亦知ル可カラサルナリ。誠ニ此ノ如クナレハ内憂外患併セ至ルナリ」と。かくの如き一二藩の横暴を非難するの聲は、單に徳川慶喜のみの發言するところではなかつたのである。殊に徳川氏處分問題については、封建大名としての徳川氏の存續を希望・嘆願するものは甚だ多かつたのである。

大政の奉還後においては、政治の大要を定むるものは朝廷でなければならぬ。慶應三年十二月二十二日に左の如き聖勅が下されてゐる。

「徳川内府宇内三形勢ヲ察シ、政權ヲ奉歸候ニ付キ、朝廷ニ於テ萬機御裁決被遊候ニ付テハ、博ク天下ノ公議ヲトリ偏黨ノ私ナキヲ以テ衆心ト休戚ヲ同フシ、徳川、祖先ノ制度美事良法ハ其儘被差置、御變更無之候間、列藩此聖書ヲ體シ、心附候儀ハ不憚忌諱極言高論シテ救繩補正ニ力ヲ盡シ、上勤王ノ實効ヲ顯シ下民人ノ心ヲ失ナハス、皇國ヲシテ一地球中ニ冠超セシムル様淳勵可致旨御沙汰候事」

朝廷は先づ徳川の「良法美事」は變更なき旨を宣言したのである。徳川幕府はその行き詰り崩壊の過程を止むべき良法を見出す能はず、京都側においても、即時施政方針決定の準備を缺いてゐたと見てよいであらう。かくて、慶應三年末から關東、京都の對立鬭争は激化せられ、慶應四年一月三日の鳥羽伏見の戦とともに、全日本は實に動亂期に入つたのである。朝廷が徳川慶喜の罪を聲し、征討の大號令を發したのは、同年一月七日である。これより朝廷において、新制度の制定に努力せられ、總裁、議定、總督、參與、徵士、貢士の制を設け、(一月十七日)更らにこれを三職(總裁職・議定職・參與職)・八局・徵士貢士の制に變更せられた。(二月三日)而して、更らに三月十四日には、五ヶ條の御誓文と所謂億兆安撫の宸翰とが發せられた。而して、四月十二日には、この御誓文の趣旨に基き各藩に對して、政治の要旨についての布告を發したのである。前掲慶應三年十二月二十二日の聖勅と併せ讀むとき、こゝに朝廷の方針の確立的傾向を看取するに難くない。その布告にいふ。

「先般御誓被爲在御宸翰ヲ以テ御布告被仰出候通、朝政御一新之時、膺リ總テ簡易質略ノ思食ヲ以御國體御更張被爲有度トノ御事、依テハ於諸藩モ御趣旨ヲ奉體認速ニ政令ヲ大變革致シ奉安宸襟候様無之テハ不相濟次第勿論ノ事ニ候。假令慶元以還受封ノ國法制令タリト雖モ當今ノ時勢ニ不相合ノ儀ハ斷然廢棄致シ一新ノ基本ヲ相定、朝廷諸藩一致ノ全力ヲ盡シ候テコソ日新ノ聖業相顯候御事ニ可有之、然ルニ朝廷持門ノ政權ヲ御取返シ被遊候テヨリ、復古ト申候得ハ只朝廷ノ御事ノミト相心得候者モ有之哉ニ相聞ヘ甚以無謂事ニ候。抑各藩朝旨ヲ奉體認一新ノ基本ヲ建ルハ、第二舊習因循ヲ看破シ賢才ヲ擧ケ、國政ヲ革ムルニ在リ。然ルニ諸藩多クハ任撰ヲ主トセス、專ラ門閥ヲ以テ政權ヲ爲執候ヨリ、隨テ舊習難改姦夫難除ノ患可有之哉、今般於朝廷モ攝籙門流ヲ廢候程之事ニ有之候ヘハ、諸藩ニ於テ世祿家格ヲ以テ政事ヲ專ラニシ方今ノ事體ニ不相合、或ハ庸劣任ニ不堪向等ハ速ニ廢黜致シ、非常拔擢ヲ以テ賢才ヲ登庸シ、國政十分ニ改正致候テ皇國一體復古之御趣旨貫徹致候様御沙汰候事」

この布告に現はれてゐるやうに、朝廷はこのときに至つて、革新的政治方策を決定し來つたのであつて、時勢の必要に應じたものである。その理由を吾々は久保利通の大坂遷都論中に見出すことが出來やう。彼はその一節に「今一戰官軍勝利トナリ巨賊東走スト雖モ巢穴未タ鎮定ニ至ラス、各國ノ交際未タ永續ノ法成リ立タス、列藩離叛方向未タ定マラス、人心胸々百事紛紜トシテ復古ノ鴻業未タ其半ニ至ラス、纔ニ其端ヲ開キタル者ト謂フヘシ。依テ深ク天下ニ注目シ觸視スル所ノ形跡ニ拘ラス、廣ク宇内ノ大勢ヲ洞察シ數百年來一塊シタル因循ノ弊ヲ一新シ、國內同心合體シ、一天ノ主ト言フモノハ斯ノ如キ頼ムヘキモノト上下一貫天下萬民感動泣涕イタス程ノ御實行ヲ擧ケサセラレシコト實ニ今日ノ急務ナリ」この理由によつて久保利通はまづ大坂遷都のことを主張したのであるが、これまた京都における革新的政策の理由とするに足るものがあらう。

四

徳川慶喜大政奉還の奏聞後、新狀勢に對する論議並に徳川氏處置問題に關する論議が甚だ盛であつた。この論議の間に徳川封建制維持論者と然らざるものとの區別を發見することが出來やう。この場合徳川封建制維持論者が、現狀維持または保守論者であることは言を俟たないところである。しかしながら、徳川反對論者をもつて、非封建論者または反封建論者とすることは斷定的には出來難いことと思ふ。たゞ徳川反對論者が、情勢の變轉に従つて、反封建的色彩を表はし來つたことは否定すべからざる傾向であつたと思はれる。

徳川氏に對する封建的君臣關係を維持することを主張し、徳川氏恢復を主張する議論は、徳川茂承の家臣榊原耿之介・竹内孫助等によつてなされてゐる。慶應三年十一月のことである。その意見書にいふ。

「一、名分條理御正シニ付、御親藩、御譜代初、君臣之分一際相盡申渡事、

一、同心協力、兵制一致之事、

「……既ニ近來討幕之企相唱候ニ至リ、又一變シテ今日之御場ニ奉陪候、剩、諸侯之進退ハ、今ヨリ兩役ニテ被取扱候旨被仰出、且又召之諸侯上京之上ハ、王臣ト相心得候様御沙汰モ出候哉之趣風説モ有之、實以恐入候次第ニテ、一旦右朝令相下リ候上ハ、即日幕府ト君臣之恩義相絶シ候得ハ、又候如何様異變出來候哉モ難計、

實ニ寒心之至リニ被存候、夫子弟功臣ヲ建立シ、夫々大封等ヲ被宛行候儀ハ申迄モ無之事ニ候得共、偏愛之御私情ヨリ出候儀萬々無之、斯ル時コソ、飽迄扶持匡救之爲ニ被建置候處、昇平數百年、上下之情隔絶シ、君臣之恩義澆薄ニ趣キ、往々幕府ト君臣ノ大義ヲ忘レ、其御大難ニ臨ミ、不計モ不忠不義ニ陷入候モ難計、近年國家御多難之折柄、御親藩其外各天幕之間ニ周施シ、聊臨機之御大權不被爲失、全御祖宗之御大業御恢復之一途ニ出候處、遽ニ臣僕之諸侯ト御比肩之徳川家ニ被爲成候事、實ニ冠履顛倒、綱常拂地共可申、嗚呼、歲寒シテ松柏ノ後凋ヲ知ル、誰カ幕府ト君臣之大義ヲ明ニシ、寧、亡恩之王臣タランヨリ、至義之陪臣トナリ、益砥節奮武之目的相立候得ハ、即チ依然タル徳川氏ヲ不被爲失、世運挽回之期モ可有之哉ト被存候、猶御深算御見込モ有之候ハ、國家之爲譯テ御示シ有之度候事

長岡七萬四千石の藩主牧野忠訓慶應三年十二月二十三日上京し、上書して時事を論じ再び政權を徳川氏に委せんことを請ふ。その一節にいふ。

「天下之尊敬ヲ受ケ、深殿之中ニ生長ニテ、下情ニ不通之弊モ御坐候得共、今日ニ至リ左様之儀ニテモ不相濟、奮勵モ有之、親藩、譜代モ追々發憤仕候様可相成、然ハ則、關西之武士必強ト申譯ニモ無之、關東之者弱ニ終ル之理モ無之、多勢之中必人傑モ可生、四分五裂ニ至リ候ヘハ、天下之心、徳川氏之恩澤ヲ思出シ候半歟、外ニ誰人ヲ思出可申哉、其威之盛ナル中ハ臣服從順シテ、安穩無事之恩ヲ忘レ、太平偷惰之時ニ乘シ、借名釀亂之人々ニハ、假令力不足テ一旦威壓セラル、モ、天理之自然、決シテ心服ハ仕間敷、近頃西洋變革之説ヲ美ミ、變亂反

テ開強之基ト云説モ一理ナキニハ無之候ヘ共、制度モ違ヒ、萬國無比之太平ヲ、開強之説ヲ唱ヘ、變亂ヲ釀シ候ハ、天理人心之所不容、悲憤慨歎ニ不堪次第天下之諸侯、徳川氏ヘ臣服シ、數百年太平之恩澤ヲ不忘却之義心有之候テ、朝廷之不安ハ無之、徒ラニ尊王之名ヲ借り、不平ヲ懷キ、時勢ニ乘シ、徒義ヲ唱ヘ、或ハ私利ヲ營ミ候様ナル人心ニテ、朝廷之安事可有之哉、朝廷、徳川氏ヘ御依頼之厚ク、彌權勢ヲ被爲益候ト、御委任之名而已ニテ、威權ヲ御殺遊候ト朝廷之御爲如何可有之哉、富國強兵、皇國治安之御命令、先年ヨリ度々有之難有御事ニハ御坐候得共、太平偷惰之風習、中々以テ急速之可改ニ無之、内外多難之時ニ當リ、國是未定、政令未整内、譬ヒ難有、御命令ニ御坐候トモ、緩急其宜ヲ不被爲得處有之候テハ、其名甚美ナリト雖モ、其實ハ徳川氏之疲弊、隨テ天下之諸侯無益之奔命ニ疲レ、無用之財力ヲ費シ候儀、外國而已之儀ニ無之、公武之御齟齬ヨリ出候儀ニモ可有之哉、皇國第一大ナル徳川氏之疲弊ハ、其疲弊ニ非スシテ、皇國之疲弊ナルヲ能々御了解不被爲遊候テハ、彌覬覦輕侮ヲ被爲受候様可相成、得ト被爲盡叡慮、暫時尊崇之虛名ヲ御悅ナク萬民塗炭ノ苦ヲ憂御慮被爲在、任而疑者亂之階ナルヲ御鑒、是迄之通、萬事徳川氏ヘ御委任被爲在候ヨリ、治安之道ハ無之儀ト奉存候、一旦被仰出候御儀、間ナクシテ御改被爲在候ハ、彼是六ヶ敷申立候者モ可有之得共、其段ハ、朝廷ヨリ御教戒被爲在、爲皇國安危治亂之際厚ク相辨ヘ、幾重ニモ一定致シ、奉安、宸襟候様被、仰聞候得ハ、御違背仕候者モ有之間敷、御英斷之上、速ニ御所置可被遊御儀ト奉存候

伊達廣邦・細川慶順等十一人の老臣、連署して書を上り、徳川氏に對して寛仁の態度を採られんことを請ふた。そ

の口節は次の如くである。

「即今ノ形勢、臣下ニ取候テハ、御上京ニ條何分心遣ニ堪兼候ハ必然ニテ、又々紛擾難計夫モ夫々ノ忠心ヨリ出候譯ニ付、其儀ハ、朝廷ヨリモ深御洞察、御猶豫被爲在度、殊ニ徳川家ハ癸丑以來、失體ノ稜モ不少趣ニ候得共、右ハ專先代ニ關係イタシ候儀ニテ、當公ニ相成候テハ、二百五十年來ノ政權職掌被奉辭候モ、一意ニ朝廷ノ御爲筋ヨリ發候果斷ニ候ヘハ、今般更始御一新ノ折柄、總テ人心ノ動搖ニ係候儀ハ、成丈御斟酌被爲在、漸ヲ以テ復古ノ御政體取固相成候様被爲在度奉在候」

會津藩に至つては、その態度甚だ激烈であつた。松平容保の子喜徳、上國の報を聞いて、書を上杉齊憲に送つて、その協同救援を求め、その老臣もまた藩内士民に檄して、大政の更新は君側の奸邪の策に出づるとなし、もし兵をわれに加へることあれば、よろしく君側の奸を翦滅すべきであるとした。而して「會津藩告諭書」なるものを天下に發表した。

「然ルニ 天皇崩御、大樹薨去、大喪打續キ國家多難ノ時ニ逢ヒ、姑ク兵ヲ解クノ處、姦邪其隙ニ乘シテ、無勿體モ、幼主ノ明ヲ闇マシ奉リ、事ニ託シテ長州ノ罪ヲ赦シ、官位舊ニ復シ、先帝ノ勅勘ヲ蒙リシ公卿ヲ用ヒ、陪臣ヲシテ參與セシメ、攝政殿下ヲ始メ奉リ、大樹、我公、桑名侯、皆其職ヲ免シ、正邸地ヲ易ヘ、忠姦處ヲ易フルニ至ル、是、先帝ノ意ニ非ルノミナラス、亦 今上ノ意ニ非ルコト明白ナリ、嗚呼一杯ノ土未タ乾カサルニ、今上ヲシテ父ノ道ヲ改メシムルコト、大惡不道ノ至リト謂フヘシ、其他、和州ノ一揆ヲ釀シ、英夷ニ降テ其力ヲ

頼ムノ類、其罪亦輕カラス、此上ハ幕府、竝我公ニ汚名ヲ負ハセ、兵ヲ加ヘンコト亦知ルヘカラス、我公多年ノ誠忠空ク水ノ泡トナリ、殘念ト云フモ愚ナルコトナラスヤ、實ニ膽ヲ嘗メ薪ニ臥スノ時ニシテ、君辱シメラルレハ臣死スルノ期至レリ、苟モ人心有ル者、臣子ノ情ニ於テ、豈片時モ安スヘケンヤ、

禁廷ニ對シ奉テ弓ヲ引クハ決シテ爲スヘカラスト雖モ、姦邪ノ徒、若シ、綸旨ヲ矯テ兵ヲ加フルコトアラハ、關東ト力ヲ戮セ義兵ヲ舉ケテ君側ノ姦邪ヲ除カサルコトヲ得ス、夫レ公ノ忠誠貫徹セスシテ、今如此ノ勢ニ至ルハ、抑盡クサル所アルカ、是畢竟、臣民公ノ意ヲ識任スルノ全カラサルニ由ル、恐多キノ至ニアラスヤ、然レハ闔藩ノ四民、貴賤上下トナク、祖宗以來德澤ニ浴スル者、面々此意ヲ領掌シ、力ヲ合セ、心ヲ一ニシテ、兵起ラハ早ク國家ノ敵ヲ誅滅シ、武威益天下ニ輝カサンコトヲ期シ、日夜肝ニ銘シ、暫時モ忘ル、コトナク、國論一途ニ歸シ、萬人ノ心一人ノ如クナラハ、我公ノ精忠天地ヲ貫キ、神明ノ擁護アリテ、再ヒ青天白日ヲ仰クコト豈疑アラシヤ、縦ヒ身死ストモ、厲鬼ト爲テ祟ラナシ、姦賊ヲ滅絶スルノ心ナキ者ハ、天地ノ神祇具ニ之ヲ殛セヨ」

かくの如く、徳川家臣の君臣道の主張・これによる主家に對する積極的支援・忠義・徳川家に對する寛仁の懇請・更らに君側の奸に對する挑戰等その態度においては、多少の差異を認めることを得るのであるが、その根本思想は徳川家の政治を是認せんとするものであつて、著しく封建的色彩を持つものといはねばならぬ。而して、これは當時における現状維持派または保守派と見るべきものである

五

かくの如き徳川封建維持論者に對して、その打倒論者は、京都に集まる有志浪人であり、その指導的地位にあつたものは、薩長二藩の志士である。公卿にあつては、岩倉具視を強硬打倒徳川論者であることが出来る。慶應三年十二月九日京都に於ける徳川氏處分問題の會議において、山内豊信・越前宰相等の穩便論者に對して、強硬處分論を主張せし者は岩倉具視である。而して彼の後に長藩の勢力の存在したことは確實である。彼はその會議において曰ふ。「徳川家康天下を霸有し、太平の治を布き以て蒼生に徳ありと雖も、其子孫に至て常に其功に預り徒に威權を弄し、上は皇室を凌罔し、下は公卿諸侯を脇制し大義名聞地に墜ること久し、且つ嘉永癸丑以來勅旨に違背し綱紀を紊亂し、内は憂國の親王公卿侯伯を幽囚し又勤王の志士を戕害し、外は擅に歐米諸國と盟約を立て貿易を許し、以て怨を百姓に結び禍を社稷に貽す、其罪甚だ大なり。慶喜果して、今自ら其罪を責むるの心あらば、當に官位を退き土地人民を返納すべし。然るに、唯其政權の虚名を奉還し、其土地人民の實力は依然之を専有す。其心術の邪正以て見るべきのみ。何ぞ俄に之を延て朝廷の大儀に參與せしむべけんや。宜く彼を諭し官位を退き民土を納めしむべし。其自責の實を徴し然後彼を任用するも亦可なりと。」(明治政史首編)

この見解を裏書するものは、慶應四年四月二十五日の徳川慶喜處分に關する御下問に對する彼の意見の開陳である。その文に曰く、「具視竊ニ考ルニ創業經國之大活法ハ尋常規律ヲ以テ處ス可カラサル事アリ、何トナレハ今一人私ニ人ヲ殺スモノ有リ官吏捕ヘテ之ニ法ヲ加ヘントスルニ當テ其人難髮垂泣シテ死ヲ謝ストモ法ニ於テ猶免ス可ラス況ヤ慶喜恐多クモ萬乘ノ兇敵現ニ御親征聖體ヲ勞シ給フ程ノ罪人ナレハ必其身首處ヲ異ニシテ大義ヲ天下ニ明ラカニスヘシ豈惟陳謝ヲ以テ其罪ヲ免ス可ケンヤ是法律ノ明白正著論ヲ待タル所ナリ云々」(岩倉公實記中) 岩倉の前に主張するところは、領地人民の奉還であり、いま主張するところは、彼の死刑論である。而してかくの如き所説は徳川幕府と直接に對立した薩長の均しく支持したところである。

かくの如き徳川封建維持者と反對者とはその言論において、鬭争したのみでなく、更らに、實力に訴へての政治的鬭争をなしたのであるが、徳川幕府を如何に維持するか、または王政復古の現實的形態如何についての明確な見通しを持つてゐたものは殆んどなかつたやうである。慶喜が山内容堂によつて政權の奉還を勸告せらるゝや、彼は松平春嶽にその可否を諮詢した。春嶽の返書はこの思想的低迷の端的なる表現といふべきものであらう。その返書にいふ。

「王政復古ト申ス儀ハ近來ノ通議ニテ尤ノ様ニハ相聞ヘ候ヘトモ、數百年前ノ舊制ニテ御體裁ノ處モ一向ニ相心得不申、郡縣封建ノ差別ヲ始メ國體時勢ノ變遷モ亦霄壤ノ懸隔ニ相成候事故、二百餘年開闢以後無比ノ太平ヲ唱ヘ候御盛業實近ノ轍跡ヲ履スシテ茫乎タル王家ノ舊制ニ相復シ候儀ハ局量淺識ノ私輩ニテハ更ニ根柢モ相立不申、不及了見儀ト素ヨリ相決候事ニ候ヘハ、容堂ノ書面ニ應ニテハ中々淵底致兼候ヘハ、御採用相成候デモ可然儀トハ難申上候。議論ノ正大ハ如何ニモ如被仰越御實踐ニ於テ腕ト御手覺不被在儀ハ御採用難相成ハ御當然ノ御儀ト御同意至極ニ奉存候。乍併是ハ王政ノ御制度不案内ニテ目途付兼候固陋寡力ノ偏見上ヨリ申上候事ニテ決シテ完全具備ノ定見ニハ無之候ヘハ、申上候迄モ無御座候ヘトモ、如此斷然トシテ及建議候程ノ容堂ノ見込通り、

時運ノ體態ニモ朝野ノ人心ニモ至當ノ事理ニサヘ有之候ヘハ速ニ御信隨御採用ノ思召ヲ以テ懇々篤々御垂問御座候テ申上候次第實ニ至當至善ノ全策ニテ、御信用ニ相成候ヘハ急度治平ノ御見込御一定ニモ被爲在候ヘハ、御公平ニ其儀ニ隨ヒ御變革可被遊ハ勿論ノ儀ト奉存候。其節ニ至リ固執ノ私儀申立候所存ハ元ヨリ無之候……」

京都においても、政治形態上の見通しはつかなくたのであらう。慶應三年十一月十五日には、徳川慶喜等及び在京の諸藩に策問を下したその一節に、「然ルニ王政復古ノ儀ニ至リ候テハ諸事班々曖昧ノ儀ニテハ綱紀モ難相立假令ハ當今諸藩封建ノ儀杯連モ復古郡縣ノ儀ニモ難相成哉ニモ被思召候」とあり、同十七日に各藩に下された文章の一節には、「政權ノ儀武家ヘ御委任以來數百年於朝廷廢絶之舊典郡令難被爲行屆儀者十目之所視ニ候……一、何レ復古郡縣之通ニハ難相成ニ付、封建之儘名分明ニ相立候様被遊度候、二、御政務筋往古之通ニ者連モ難相連被思召候共、總テ新法而已之御政務ニ相成候テハ甚不宜候間可成儀者舊儀ニ基キ候様被思召候事」とある。これによつて見れば、京都においても、封建以前の郡縣に歸る可能性を認めてゐず、また甚だしい革新的政策を採用することにも躊躇したのである。しかしながら王政復古、即ち天皇親政の一事はこれを斷行したのであり、諸外國へも、この事についての宣言を發してゐる。慶應三年十二月十八日のことである。

「大日本國太政官海外各國ノ公使等ニ移ス。天子諸外國帝王ト其臣民ニ對シ祝辭ヲ述フ。天子曾師有司ト詢リ汝ニ告ル事左ノ如シ。

第二 往年國政ヲ委任セル將軍ノ職ヲ廢スルナリ。

第二 大日本ノ總政治ハ内外ノ事共ニ此曾師有司ノ會議ヲ盡シ奏スル所ヲ以テ天子之ヲ決ス可シ。

第三 條約ハ大君ノ名ヲ以テ結フト雖モ、以後太政官ニ換フ可シ。是カ爲ニ有司ニ命シ外國ノ公使ト應接セシメ其未定ノ間ハ舊ノ條約ニ從フ可シ。」

この對外宣言は、慶應四年四月二十七日に發せられた進歩的な「政體書」の前提をなすものであつて、「政體書」には

一 天下ノ權力總テ之ヲ太政官ニ歸ス則政令ニ途ニ出ルノ患ナカナシム太政官ノ權力ヲ分チ立法行法司法ノ三權トス則偏重ノ患ナカラシムルナリ

一 各府各藩各縣皆貢士ヲ出シ議員トス議事ノ制ヲ立ツルハ輿論公議ヲ執ル所以ナリ

一 各府各藩各縣其政令ヲ施ス亦御誓文ヲ體スヘシ、唯其一方ノ制法ヲ以テ他方ヲ概スル勿レ私ニ爵位ヲ與フ勿レ私ニ通貨ヲ鑄ル勿レ、私ニ外國人ヲ雇フ勿レ隣藩或ハ外國ト盟約ヲ立ツル勿レ是小權ヲ以テ大權ヲ犯シ政體ヲ紊ルヘカラサル所謂ナリ、

とある。これ新政府中央集權制の宣言である。徳川時代は一般に中央集權的封建制といはれる封建社會末期の政治形態を示してゐるが、尙ほ徳川幕府の支配下において各藩は多くの自治的政治形態を持つてゐて、封建的政治形態の本質を有してゐたのであるが、今や新政府の宣言は、これを打破すべき重要な要素を含んでゐるのである。

六

かくの如き王政復古は、一部よりは確かに歓迎された。當時新興の貿易港として日々その賑を増してゐた横濱で刊行された「横濱新報もしほ草」はその新興の勢力を代表して次のやうにいつてゐる。

「このたび王政復古につき 舊弊を一洗せらるゝの趣を聞^き われらをはじめ各國の士商ともに目を括^のひ足をそばだて、新令のいつるをまちたてまつるなり 定めて舊來の汚習を掃清し 文明なる法律を下し玉ふべし 舊政府の法律は拘束おほくして不便なる事のみを好んで 何事によらず たやく整ふ事なきをよしとするの風ありこれによつて奸夫時を得てみだりに暴威を振ひ 種々の惡計を設て 商賣をこまらせ 以て自富^{みづからこま}の謀をなせり 此等の事尤にくむべきの至りなり 早く此弊を一洗して公明正大なる王政に復し給はゞ 萬事簡便にして差支なく貿易の出入日々に盛んにならば 萬國の士商あらそひ來りて歲月を経ざるに富強の國とならん事豈立してまつべし」
(もしほ草第一帙慶應四
年戊辰閏四月十一日)

これに反して、福地源一郎によつて發行せられた「江湖新聞」は幕府側に有利な記事を掲げてゐる。その第十一號における「横濱新聞紙の抄譯」と稱するものの如きはその代表的なものといはねばならぬ。

「新政府政を採りてより既に三月以上に及びたれ共 未だ維新之處置あるを見ず 兵庫大阪の兩所とも 依然として交易之利を失ひ横濱においても 新政府に替りし以來 運上所の諸務規定なく 舊政府の諸役人 外國貿易の事情に通ぜるが如くならず、

主大阪城の行在は 玉體の萬全を謀るの策にあらずと 必附ける臣下ありて漸く還御に及べる事なるべし 北方會盟の諸侯は死を決し 斷然南方の馭御を受ける事を肯ぜず 戰爭に及び血を流して以て其趣旨を達せんとす 殊更會津の強兵ありて其盟主となり 南方に抗抵せるなれば會津のあらん限りは 南方にて鐵鎖を東北の諸道に張らんとすの策の 行はれざる事判然たり されば會津は北國の兵を率ひて連戦し 兵威を以て南方に加へ 徳川氏を回復せすばやまざるべし」
(江湖新聞第十一號慶應四
年戊辰閏四月二十三日)

かくの如く二つの見方が存在した。この見方に従つて、「もしほ草」は「美國 變理度」の名において、「永世治安を欲ば、其領地兵卒銃砲城郭軍用金穀軍艦等 一切兵事に關涉するものは 咸く集て之を政府の手に委し 全國の用に供し 日を期して新政を行べし」として新政府の確立を主張し、
(第十二篇慶應四戊
辰年五月十五日) 江湖新聞は屢々その寓話におい

て、徳川維持恢復を主張してゐる。
(江湖新聞第八號慶應四年四月十七日「孝子のはなし」
同第十一號四月二十三日「稻荷のはなし」) 新政府は、かくの如き杞憂と期待との間に成長し來つたのであるが、その一般人民に對する教示禁法の如きに至つては、舊幕府と距ること幾何でもなかつたのである。「五ヶ條之御誓文」の發布されたと同日、即ち慶應四年三月十七日には舊幕府の掲榜を撤し更めて五條を掲示した。この内第一榜・第二榜・第三榜をもつて永世の定法と定め、第四・第五榜を一時の揭示とした。

第一榜

一曰 五倫ノ道ヲ正フスヘシ

明治初年の新舊思想對立への序曲

二曰 鰥寡孤獨廢疾ノ者ヲ憫ムヘシ

三曰 人ヲ殺シ家ヲ燒キ財ヲ盜ム等ノ事ヲ爲ス勿レ

第二榜

曰 黨ヲ樹テ強訴シ或ハ相率テ田里ヲ去ルコト勿レ

第三榜

曰 切支丹邪宗門ハ舊ニ仍リテ之ヲ嚴禁ス

第四榜

外人ニ對シテ暴行ヲ爲スヲ禁ス

第五榜

逋逃ヲ禁ス

前段引用の「政體書」及びこれらの「高札」をもつて見ると「政體書」は中央集權を宣言したものであるが、この高札は簡單なる禁止事項の列舉に過ぎないので、決して高等政治の内容といふことは出來ぬ。

七

徳川慶喜の大政奉還後、尙ほ大體封建の舊制によつてゐたのである。従つて朝廷は未だ名義上の政權を擁するのみであつた。しかるに徳川軍の敗退によつて、その「天領」「官領」は新政府の支配下に置かれ、それは八府十二縣で

その租入は、二百萬石に過ぎなかつたため、政府は征東の軍を起すに至つて大なる財政難を感じざるを得なかつたのである。而してこの困難を打破するためには、藩制を統一し漸次にこれを中央政府の統治下に置く必要がある。新政府は明治元年二月諸藩を統一するために、大中小の三等に分つて、大藩は四十萬石以上、中藩は十萬石以上、小藩は一萬石以上とし、而して、藩治職制を決定したのである。その前文にいふ。

「天下、地方府縣藩の三治に歸し、三治一致して御國體を可相立、然るに藩治の儀は従前各其家の立るに従て、職制區々異同有之候に付、今後一般同軌之御趣意を以て藩治職制大凡別紙之通、可相立旨被仰出候事」

これ全國統一の政治を實現せんとするところの一つの現はれであつて、前掲「政體書」の具體的現はれと見ることが出来る。しかるにこの統一思想は封建主義から郡縣主義への轉換を意味するものであるといふことが出來やう。

郡縣主義の主張は、わが國の古制の研究を主とする皇漢學からの系統の思想と、西洋文明國の研究からの系統の二つにあると見るのは妥當であらう。第一は、國學が往古の制度の研究を主とし、漢學に對立して、復古の主張を開陳したことは、反封建の思想を養ひ、わが國の古制たる郡縣の思想を喚起するに與つて力があつたらう。また第二の洋學系統の思想は先進國としての西洋文明國が既に封建の域を脱して統一的國家に發展したことを、従つてそれから起つた所謂「西洋國法學」における統一思想に影響されることが顯著であつた。

洋學者の郡縣思想は、既に文政十年青地林宗の「輿地誌略」によつて説明されてゐる。各國始メ其朦昧ノ時ニ當テハ各部皆酋長有リテ反テ封建ノ狀有リト雖モ次第ニ邦國ヲ爲スニ至テ郡縣ノ制ヲ用フルモノ多シ(第一卷(政體篇)の如き

は、その初期に屬するものであり、その他「嘆咭喇紀略」(陳逢衡著一八四一年荒木齋之進訓點一八五三年)「坤輿圖説」(弘化二年箕作省吾)「海國圖志」(一八四二年漢譯林則徐刊行)「八紘通誌」(一八五〇年箕作阮甫著)等の如きは、明かに西洋郡縣思想を普及するに力あつたものである。

幕末維新に際して、西洋の事情を適確に日本人の頭腦に印象づけたものは福澤先生の「西洋事情」であらう。殊に西洋事情外篇は西洋政治經濟の概要を説明すること極めて親切である。同外編は、封建制が文明の制度に變遷するに當つて、漸をもつて、行進することを説明する。曰く

「方今歐羅巴にて地面の法則は盡く往古封建の制より由來するものにて固より其殺伐の風習は脱したりと雖ども今日に至るまで英國にても其制度を遵奉せり抑英國には古來一種の風俗ありて其國法の由て來る所、他國に異なりと雖ども歐羅巴本洲の諸國にて文明に赴きは新に國法を造りたるに非らず、唯羅馬の古法と封建の制度とを參合して其衷を折したるものなり又佛蘭西の騷亂に由て頓に貴族の權を壓倒せしとき國中の人民同時に封建の遺法をも廢却せんことを望みしに由り拿破崙は時變の機に乗じて法令を出だし舊來の風俗を一新改革したり實に佛蘭西の如き大國において法律を改革し其事の全備して迅速なるは古來未曾有の大業にて其事跡非常なるに似たれども當時拿破崙も新に法を製したるに非らず數百年來佛蘭西に行はるゝ羅馬の法を折衷したりしなり」(福澤全集卷四七〇一四七一頁)

歐洲への使節派遣の際(文久元年)福澤先生とともに、これに加はつた寺島宗則もまた西洋流の郡縣論者といふて

とが出来たであらう。彼は、慶應三年十二月郷里鹿兒島に歸省したとき、西郷隆盛、大久保利通等藩主忠義を奉じて上京せんとするに會し、一の意見書を呈出した。その一節にいふ。

「……必竟政權武門に移候様に成來候者、封建之故に御座候に付總而封建之諸侯を被廢候はゞ眞に王道相立候義と奉存候抑勤王を唱へ候に、此上もなき忠節を盡さんには其封地と其國人とを朝廷に奉還候而自ら庶人と相成、後之撰掌之有無を期し候に越したる事者無之、如是にして始めて公明正大なる勤王の分と謂ふべしと私かに愚説立置申候。併ながら世に純はら、公明正大の事を行ひ申度事、難相叶譯に而、雜錄抄にも申候通り、兎角人情の頑に被牽候事にて双方斟酌仕べき事に御座候哉、幸、將軍家懃懃し罪を謝せられ候時に當り、我より先立て假令は御領國何分一を天領として御返しに相成候上にて幕府領其外之諸侯領一統、右之割合にて、被返候様に被遊御盡力度奉存候。是眞之公明正大と申程には未だ至り不申候共、永々封建之御恩を被爲蒙に時之御忠節に者、無此上事と奉存候……」(的野半介著江藤南白上四九六頁以下)

洋學者として、郡縣論を主張したるもの幕府の留學生として、オランダに留學した西周がある。西周は歸朝後幕府に仕へ、慶應末年慶喜に従つて、大阪城にあつた。このとき慶喜の國家主權の分別及び英吉利議院制度等に對する下問に對して、「西洋官制略考」と題して上書したのであるが、いまはそれを見ることを得ない。彼は尙ほ當時立憲君主制と聯邦制度との利害及び中央集權を論じたといふことである。(森林太郎西周傳(附外全)集第七卷一六七頁以下)

津田眞一郎(後に眞道と稱す)も歐米流の郡縣論者であり、彼は西周とともに、オランダに留學し、ライデン大學

教授^{フイツェリッ}酒林博士の指導を受けた。神田孝平譯の「性法略」(明治四年刊)・西周譯の「萬國公法論」(明治元年)・津田眞一郎譯の「泰西國法論」(明治元年)の三書は西・津田の兩名がフイツェリッ博士の口授するところを筆記したものであつて、從つて、また右の三部の書は我國において、西洋法政の學を紹介せる最も古きものの部類に屬するものであり、兩先生の歸朝後の有識者に對する影響などから見て、重要視すべきものなるは論を俟たない。(吉野作造「性公法」泰西國法論解題明) (法略「萬國治文化全集第八篇法律篇」)

津田眞一郎は、その「泰西國法論」の「凡例」においていふ、「法論は惟人間に通行する耳。彼國に昔時禽獸亦其權ありといへる説あり。松に大夫の位を與へ、鷲に五位を授けると同日の論にて大なる誤なり。但世に漫に禽獸を殺す禁あるは、專人の爲にして喧嘩争鬭を防ぐ爲なり。又古昔彼土に人奴あり、生殺與奪の權、皆其主人に在りて人奴は毫釐も權を有せず、禽獸草木に等しく惟主人所有の一物耳。是大に天理人道に背けり。後世人文大に闡け人々皆律法上に同權を得るに至り、人奴遠く蹤を絶したり。但黒奴は天の罪人にして尋常の人類に非ずと云る、彼國古來の陋見と利欲とに惑ひて近時まで存したり。英吉利人魁として之を廢し、晚近米利堅の奴亂平定して黒奴始て人間に蘇生するを得たり。然るに我邦士人、無禮を咎めて人を殺す權あり。至強の權か、非理の理か、思ふ可き事なり。法論の本意は人々をして其自立自主の權を保たしむるに在り。彼國に昔時一切の人權を奪ひて生れながら死人に同じうする刑ありたれども今は廢したり。是法學の一層高きを加へし一證なり。法學人道と異なり。人道は仁義禮讓を説き、法學は惟事の曲直理の當否を論ず。」(泰西國法論凡例明治文)(化全集法律篇六九頁)

泰西の國法を學んで、かくの如く確信するに至つた津田眞一郎の立場が封建主義を許容せざるべきは、見易き道理である。而して、われわれは、彼の郡縣論の主張を、その「郡縣議」において發見することが出来る。而して、彼の郡縣制は、天皇、諸侯等の歳俸を定むべしといへる點において、一の特色を有するものである。その文章にいふ。「宇内國體數種あれども、概するに、君民二政に過ぎず。皇國及漢土にては君政の内唯封建郡縣の二體あるのみ。古來此二政體に就て紛々議論ありと雖も、畢竟所謂時勢の致す所にして、元來是非得失有る事無し。然れども概して之を言へば封建は國初草昧の世に生じ、郡縣は稍文明嚮化の秋に成れり。……是他なし、所謂勢にして、且國內一私する爲に便なればなり。……目今天皇御復政に當りて更に郡縣に復すべき議論起れりと聞く。今海内に二百七十諸侯あり、之を變じて郡縣とするに於て勢果して行はるべき者なりや否や。曰、其處置宜を得れば、双に峠らずして行はるゝ事、猶天智の時の如くなるべし。夫れ天智の國造を廢するや大抵其人を郡の大小領とせり。今數百諸侯百萬陪臣を彼の地に置く可きや。曰、封建を變じて郡縣とするは、斷じて天皇の獨り國體を私し給ふべき爲にあらず。正に皇國をして唯一君の國となし、國一私愈々茲に富強開化を増殖し、上天子諸侯より下陪臣陪々臣庶人に至る迄、各其所を得せしむるに在り。故に今封建を變じて、郡縣と爲さんと欲するには、先天皇の歳俸を定め、天皇の絶えて其間に私し給はざる事を天下に明示すべし。而して後に諸侯陪臣陪々臣の歳俸を定め、人々其所を安ずる事を得る事を知らしむべし。而して天下皆郡縣となりし上は四海唯一君にして餘は陪臣も陪々臣も皆朝臣なり。之を除て外に君臣の名義ある事無し。……」(中外新聞 第六號 明治二年己巳三月晦日 所載)

津田眞一郎の主張するところは、封建的身分制を廢し、これに代ふるに、郡縣的國家制とそれ相應するところの歲俸制に改めんとするにある。この外當時の「中外新聞」は尙ほ郡縣論を紹介してゐる。昌平學校寄宿生 五島 松尾龍藏、薩州島津帶刀久聲の連署による「郡縣議」もその一例である。兩名の郡縣議は封建門閥の制そのものが、上下隔絶を因を爲し、ために天下の不幸を招くといふにある。曰く、「凡天下の人民文武の藝業を脩め、或は才能仁德を備へ、事を天下に成すを以て尊とす。然るに世官世祿の人安逸遊手、所謂尸位素餐にして、位不期驕、諸士微臣を視る事奴僕牛馬の如くし、指使目役を以て常とす。或は草莽の士適才タマク能仁德ありて有爲の才を抱くとも、資格門閥に壓せられ、其志を行ふ事を得ず。是れ獨り其人の不幸に非ず、又天下の不幸なり」と。かくの如き天下の不幸を除去するためには、封建制の撤廢を行ふことが甚だ急務でなければならぬ。

「然れども天下の諸侯大夫士、數百年來世官世祿に安着せしを一時に大變革し世祿を減ぜば、俄に活計に困むべし。故に今郡縣封建の間を折中し、専ら郡縣の意に基づき、私地私民を除き、盡く王土王民に歸せしめ、大に政教を敷かば則ち億兆一致、天下大に治るべし。尤諸侯以下、士籍に列する者は夫々俸祿を與へ、衣食の患無からしめん。然らずして、變革の機會を失ひ、富國強兵の良謀を誤らば、遂に萬國と共に竝立する事能はざるのみならず、自然國力疲弊し人心衰弱して、濟はんと欲して濟ひ難く、之を鞭つとも進まざるに至らば、臍を噬むとも復及ぶべけんや。」(中外新聞 第十號 明治二年四月二十日 所載)

要するに、松尾、島津兩氏の郡縣論は、一の封建郡縣折衷説であつて、この點においては、津田眞一郎の説と同

傾向を持つものといふべきであらう。同傾向のものに、細川潤次郎の「郡縣論」がある。彼は封建制における君臣關係の階等従つて、その複雑性に封建制度の「不良」を發見し、これに代ふるべき郡縣を主張し、その方法として、「諸侯は其人民を以て朝廷の有となし、朝廷よりは、公例に沿て其地の租税を收め、從前與ふる所の石高を賜ひて、其俸給とし、藩臣は皆朝廷の臣として、本祿を賜はゞ、舊來に比するに少しも耗損する所無くして、衣食玩好の欲に充てて乏きを憂へず。……列藩中還封を請ふ者は、直ちに其藩主を以て守介の任に充て、藩臣の政に任ずる者は各官若くは、各部の掾丞等の如き任に充て、從來封建の人を動かさずして、郡縣の勢を成すべし。」としてゐる。(封建論 中十五號、第十六號、第十八號 明治二年五月十五日—五月廿八日 所載) 水谷博の「郡縣論」もまた「中外新聞」(第十九號 明治二年六月五日)に掲載されてゐる。

八

これらの封建より郡縣への主張の間において、明治二年には公儀所が開設せらるゝこととなつた。公議所の構成については、明治元年十二月十日の諸藩への被仰出の文が簡にして、要を盡してゐる。

- 「一 公議所内議之期日來巳年二月十五日ト被仰出候事
- 一 公議人員ノ儀ハ是迄大藩三人中藩二人小藩一人之御規則ニ候處、以來各藩一人ツ、可差出事
- 一 公議人ノ儀ハ是迄其藩論ニ可代人村差出候様、被仰出有之候得共、右ハ執政參政ノ内ヨリ一名致撰舉可差出事

一 是迄主人在職之藩々公議人差出ニ不及様仰出置候得共、以來主人在職之有無ニ不拘各藩總テ可差出事」かくの如き規定の下において、公議所は構成されたのである。従つて公議所における論議は、全日本各藩における輿論を代表したものであると看ても誤謬ではないであらう。而して、時勢の推移は、この公議所においても、郡縣制の得失が論議せらるゝに至つたのである。

公議所において、郡縣問題が論議せられたのは、四五月の頃であらう。「公議所日誌」第十二 明治二年己巳五月の分はこの問題に對する種々の立場を代表する決議が收録されてゐる。この問題を公議所に提出した人は森金之丞であつて、起草の日は、「六合新聞」によれば三月十二日とある。この問題を提出された公議所は、「右尤と被存候間當月中に見込の筋を議案の體に認め差出候様有之度事 議長」といふ通告を發したのである。「六合新聞」はこのことを次の如く報道してゐる。「前條は今般神田橋内元酒井侯屋敷に公議所を被建置、國家の御爲となるべき事を諸藩の公議人をして議論を遂させ、其宜敷を御採用あらんとの御趣旨なり。依森君前件を問題せり。猶衆人の議論其實を得次第後篇にいたす。」(六合新聞 第二號明治二年三月二十四日) しかし「六合新聞」は第七號をもつて廢刊となつたので、所謂「衆人の議論」はこの新聞には掲載されなかつた。幸にして、「公議所日誌」はこの郡縣問題に對する當時の諸藩の代表者の立場を記録してゐる。いまこの記録を見ると郡縣制への變革賛成論と絶對反對論とその中間的立場を見ることが出來、その各藩代表の態度を併せ見ることが出来る。森金之丞の議案は、次の如き形態において提出された。

御國體之儀ニ付問題四條

制度寮撰修 森 金之丞

第一

方今我國體、封建郡縣相半スル者ニ似タリ、如此ニシテ、將來ノ國是、果シテ如何

第二

若シ之ヲ改メ、一ニ歸セントセハ、其制封建ニ歸スヘキカ、將タ郡縣ニ歸スヘキカ、其理否得失、果シテ如何

第三

若シ都テ之ヲ封建ニセハ、之ヲ如何ニ措置シテ、人情時勢ニ適當スヘキヤ。

第四

若シ都テ之ヲ郡縣ニセハ、之ヲ如何措置シテ、人情時勢ニ適當スヘキヤ。

それが問題の提出である。この議題に對して、「五月四日衆議員、反復詳論ノ上、連名ニテ下文ノ議案ヲ差出セリ」とある。その第一は郡縣賛成論であつて、加州・紀州・藝州以下合計四十一代議員の賛成するところである。

「御國制改正ノ議

第一

皇國一圓私有ノ地ヲ公收シ、政令ニ出ルヲ要ス

第二

大國ハ一府ヲ設ケ、小國ハ近傍ノ國府ニテ、管轄スヘシ。每府知府事一人ヲ置クヘキ事

第三

大凡十萬石ノ土地毎ニ一縣ヲ設ケ、知縣事一人ヲ置キ、其國府ニ屬スヘキ事

第四

親王ヲ皇族トシ、公卿諸侯ヲ貴族トシ、輦下ニ居住セシムル事。
但シ萬石以上ノ藩臣モ、貴族ト稱スヘキ事

第五

中大夫以下諸藩士迄ヲ、上士下士ト二等ニ定ムヘキ事、

第六

府縣ノ知事ハ、當分ヲ限り、舊藩主并執政參政中ヨリ、任セシムヘキ事

第七

府縣判事ハ、銓選ニテ任セシムヘキ事。

第八

親王以下臣下ヲ私畜スルヲ禁シ、從僕其分ニ應シ、人員ヲ定メ、附屬スヘキ事

第九

是迄士列ニアリト雖トモ、士ノ任ニ堪サル者ハ、其分ニ應シ、産業ノ手當ヲ賜リ、農工商ニ歸スルヲ許スヘキ事

第十

主上御歳資、御定メノ事

第十一

皇族ノ俸祿ハ、平均ニ定ムヘキ事、

第十二

貴族上士下士ノ俸祿ハ、各五等ツツニ、定ムヘキ事

第十三

皇族以下ノ俸祿、總テ俸米ヲ以テ、下シ賜候事

第十四

職俸ハ別ニ金ヲ以テ定ムヘキ事

第十五

寺社地ヲ廢シ、金米ヲ以テ、相當ニ下シ賜候事

第十六

兩京ノ衛兵、府縣ノ常備兵上士下士ヲシテ之ニ充シムヘキ事、

第十七

要港ヘ、海軍局一ヶ所ツ、設クヘキ事

第十八

人才ヲ選シ、海陸軍將ニ、任スヘキ事、

第十九

府縣毎ニ、文武學校ヲ設クヘキ事

第二十

府縣毎ニ、衆議院ヲ設クヘキ事、

但シ右院中ニ於テ、廣ク銓選法ヲ設クヘキ事

第二十一

毎年諸道ヘ、巡察使ヲ差遣スヘキ事。

右第一案と殆んど同一なる立場をとるものは第二案であり、駿州、越前、雲州以下六十一代議員の賛成するところである。

郡縣儀

一、大藩ヲ府中、小藩ヲ縣ト改ムル事。

一、藩主即チ知事ニ任スル事

一、藩臣ハ朝臣トシ、判事以下ノ諸官ニ任スル事。

一、但シ知事ノ私用ニモ、假借シテ召仕フ事

一、舊領地ハ、從來ノ儘之ヲ預ケ、知事初士庶ノ給俸、及ヒ兵賦諸費ニ供スル事

一、右ノ知事ハ大故ナクハ、世襲ノ事

一、中下大夫上士ノ采邑ハ、之ヲ廩米ニ換ヘ、東西京ニ住居セシムル事

一、社寺領、其他土地人民ヲ有スルモノ、皆廩米ニ換ヘキ事

一、但シ藩主ヲ改メテ知事ニ任シ、領知ヲ支配ニ改ムル事

第三は、封建主義を採らんとするものであつて、封建をもつて、日本の大義名分なりとするものである。これに賛するもの宮津・鶴牧・鶴田等四十六代表である。その議案次の如し。

封建議

方今我國體、所謂郡縣ノ如キ者相參ト雖モ、大抵其制封建ニ近シ今一旦強テ之ヲ改メ、一ニ歸セントセハ、只人情ニ悖リ、騷擾ヲ醸スノミナラス、廉耻ノ美俗ヲ毀リ、躁進ノ惡弊ヲ生シ、國脈ヲシテ衰弱セシムルニ至ラン、

人情時勢ニ適セスンハ

三六 (八〇〇)

聖上詔勅ノ旨ニ悖ラシキ、朝廷ニ於テ、大體確立シ、大權不移、制度刑政必ニ出シヌハ、舊貫ニ仍ルト雖モ、亦大害アルコトナシ、今試ニ施行ノ策ヲ陳スル、左ノ如シ

一、大小諸藩、速ニ願書ヲ賜ルヘキ事。

但シ漸ヲ以テ、土地ノ有餘不足ヲ檢シ、名實適セシムルヲ要ス

一、制度ハ一ニ朝廷ニ體認シ、一途ニ歸スヘキ事

一、但シ歲終ニ、一歳ノ賞典刑政ヲ書シ、官ヘ出シ、死刑以上ハ朝裁ヲ仰クヘキ事、

一、朝覲會同ハ、土地ノ遠近ニテ、制度ヲ立行役時ヲ踰シヌサル事但シ國役軍役軍資金等、決シテ怠慢ス可ラサ

ル事

一、近隣ノ府縣ト親睦シ、緩急相救フヘキ事

一、各藩其經界ヲ正シ、相侵スナク、禮讓ヲ以テ相親ムヘキ事、

一、公卿徵士ノ類ハ、關内侯トナシ、土地ヲ與ヘス、歲俸ヲ賜ルヘキ事、

但シ從前ノ領地ハ、据置事

一、臨時ニ巡察視ヲ遣シ、政刑ノ整否ヲ檢査スヘキ事

一、府縣モ、土地ノ星散スル者ハ、漸ヲ以テ合一セシムヘキ事

第四は從來の舊幕時代の弊害を認め、封建、郡縣その何れにも偏さず、改革の必要はこれを認めるものであつて、恐らく中間的地位にあるものいふべきであらう。今後、宇都宮以下三十七代表がこれに賛してゐる。

國體論節略

方今天下ノ大勢ヲ論スレハ、天下ヲ三分シテ封建其二分ニ居リ、天料其一分ナルヘシ。即チ天子畿内方千里ノ譯ナレトモ、周家ノ制ナトニ比スレハ、倍ニ十倍ナルノミナラス、又要地ニ(要地ハ、大阪兵庫奈良堺新潟箱館ナトノ類)諸侯ヲ置カサルハ、即チ名山大澤ハ不以封ノ理ニシテ制度上ニ於テハ毫モ遺策アルコトナシ。天下ノ治不治、政事ノ舉息ハ、其ハ存スルト、亡スルトニ在ルコトニテ、豈制度上ニ在ンヤ。所謂有治ハ無治法ナリ。方今如何ナル時勢ソヤ、東陲兵革未息、外夷覬覦、旦夕將開禍釁、人心洶々、臨深履薄ノ思ヲナセリ。此儘ニシテ安集撫綏スルモ、尙恐ラクハ、動亂騷擾センコトヲ。況ンヤ大制度ヲ大變革シテ、以テ、之ヲ攬キミタルニ於テヤ、此レ微臣等、舊貫ニ仍ルヲ以テ、是トスル所以ナリ、尤舊幕ノ流弊ト、諸侯朝覲去留ノ制度ハ、大變革セサルコトヲ得ス、其規則ノ如キハ、不贅於此矣、

方今、朝廷多事微臣等銘々上リシ管窺ハ冗長ニシテ、恐ラクハ披閱ニ遑マナカランコトヲ、故ニ大意ヲ節略シテ以テ呈ス。伏仰裁正。

第五は、封建制を維持して、封土の改廢を行はんとするものである。筑前、柏原以下六代表これに賛す。

御國體議

方今ノ國體、舊ヲ承テ封建郡縣相半ス。爰ニ於テ乎、諸侯又爭テ其版籍ヲ返上スルニ至ル、之レ封建相變シテ、郡縣トナルヘキ、勢アルニ似タリ。然リト雖モ、其實郡縣ハ行レ難カラシ。凡ソ封建ノ諸侯二百七十餘家、皆土地人民ノ富アリ、今ヤ之ヲ公ニ收メ、又其藩士ヲ朝臣トナスモ、數百年君臣ノ恩義、固結シテ、頗ル人心沸騰ノ患アリ。故ニ今其版籍ヲ改メテ、新タニ之ヲ本土ニ封スヘシ。公卿モ亦百五十家ニ下ラス、徒ラニ位階ノ貴キヲミニテ、食邑ノ制モ未會テ定ラス、自然公武ノ別アリテハ、人心モ一和セス。故ニ親王公卿モ亦封土ヲ賜リ、諸侯ト竝ヒ立テ、武備ヲ修メ、王事ヲ勤メシムルニ如カス、隨テ從前ノ弊ヲ革メ、凡百ノ制度典刑、軍國ノ政ヨリ器械ノ製ニ至ルマデ、遠邇同轍、海内一家ノ如クスヘシ。然シテ大小侯伯、藩屏ノ任ニ於テ、モシ失墜アルトキハ、屹度嚴譴ニ處シテ可ナリ。之レ封建ニ郡縣ノ意ヲ寓シテ、内外彌堅固ナラン。

第六は「封建ノ制度ヲ變革スル、今日ノ理勢決シテ行フ可ラス」といふ立場にあるのであるが、その最も必要とするところは人心の和であるとするのである。而して、所謂「夷狄ノ政教」を排斥して、わが國體の精華を發揮せんとするのである。人吉・松本・一橋等七代表によつて支持されてゐる。その案にいふ。

奉對御國體問題四條

第一

夫國體ハ、萬世ヲ亘テ、動スヘカラサル者ナリ。天祖肇テ鴻基ヲ立テ玉ヒシヨリ、四海一統皇胤無窮、其間亂臣大權ヲ攘ムコト有ト雖モ、肯テ一人ノ天位ヲ覬覦スル者ナク、君臣ノ義確立シテ、今日ニ至レリ。夫君臣ノ義

ハ、天地ノ大經、人倫ノ大本ニシテ、苟モ義ノ在ル所、死生ヲ不顧、臣子ノ分ヲ盡ス。是所謂和魂ト稱スル者ニシテ、即チ宇内萬國ニ冠絶スル所以ノ國體ナリ。國體已ニ立テ、禮制始テ定リ、政教即チ行ハレ、人心方向ヲ誤ラス、彼漢土ノ如キハ、或ハ匹夫ヨリ起テ天子タリ、又西洋夷狄ニ至テハ庶人ノオヲ撰テ酋長トシ。又酋長ノ賢ヲ推テ、天下ノ主トス。嗚呼國體ノ霄壤ナル、識者ヲ不待シテ可知也。今ヤ醜夷日ニ迫リ、蠻風月ニ行レ、内賊未タ平カス、人各禮ヲ制シ、家自ラ俗ヲナス。人心惑亂シテ、適從スル所ナシ。今日大基礎ヲ立ツルヤ。國體ヲ慮ラス、夷狄ノ政教ヲ旨トセハ果シテ

天祖ノ遺意ナルカ、抑亦萬姓悅服スルカ。封建郡縣ノ議、今日ニ於ル其先後緩急果シテ如何

第二

天下ノ同シク是トスル者、之ヲ國是ト云フ。而シテ其同シク是トスル所ノ者ハ、何ソ、國體ヲ重シ、大義ヲ明カニシ、禮制ヲ嚴ニシ政教ヲ布キ、夷狄ニ心醉スルノ害ヲ除クハ所謂國是ニシテ、人心ヲ一ニスル所以ナリ。夫レ國是確定、人心一和スルトキハ、器械ノ巧ヲ取リ、船艦ノ便ヲ用ユルモ、尙之レ可ナリ。苟モ國是定マラス、人心一ナラサレハ、講和モ全スルヲ得ス。況ヤ戰ヲヤ。苟モ人心和セサレハ、封建モ治ム可ラス、況ヤ郡縣ヲ改メ、制スルヲヤ。今若シ二三要路ノ人、己レカ好ム所ヲ以テ、之ヲ名ツケテ、國是トシ、重賞ヲ懸ケ、嚴刑ヲ行ヒ、億兆齊シカラサルノ口ヲニ刼制セハ、果シテ天下眞ノ國是ト謂ヘキカ、如何。

第三

明治初年の新舊思想對立への序曲

古人云、立大事者以正人心爲本ト。然ラハ則上ナル者、人心ヲ正スルヲ以テ、政道ノ本トナシ、下ナル者、正心上ニ事ルヲ以テ、生平ノ素志ト爲ハ、萬民心統繫同一ニシテ、義ヲ畢シ忠ヲ願フノ誠、自ラ生セン、果シテ然ラハ、天下ノ事何ヲ爲シテ成ラサラン。況ヤ制度ノ變革ヲヤ、所謂政事ノ大基礎、萬世ノ國是ナル者、上下一致正心以テ、皇基ヲ護ルニアラスヤ否ヤ。

第四

玉化未治、外夷頻ニ覬覦シ、内國未タ寧靜ナラスシテ、天下ノ人民生ヲ聊セサレハ、封建ノ制度ヲ變革スル、今日ノ理勢決シテ行フ可ラス。前件論スル所ノ如ク、皇國永世不拔ノ大基礎、確立ノ後、事理ヲ明察シ、大勢ヲ洞見シテ、而後徐々ト之ヲ議シテ、可ナランカ。

第七もまた封建主義に立脚するものであつて、連年の兵禍、外夷の脅威の存在するとき國體を變革することの不可なるを主張し、封建の改善をもつて、最良とするものである。中村・水戸・紀州田邊等二十二代表の主張せんとするところである。

御國體封建議

第一

一、我神州ハ、名義ヲ以テ立タル國ナレハ、皇統連綿假令舜禹ノ如キ聖人出ルモ、禪讓ノ事アルヲ得ス。此名義ヲ以テ推ス時ハ、諸侯ノ國ト雖モ、其理ハ一ニシテ、累世君臣ノ義、俄ニ廢ス可ラス。是今日ノ勢、風土人情

ニ相適シ、變ス可ラサル事、

第二

一、方今封建郡縣相半スルニ似タリト雖モ、只今ノ天下ハ、純乎タル封建ナリ。其郡縣ニ似タル者ハ、即チ、天子ノ公邑、古所謂王畿千里ノ地、四方ニ分在スルナリ、今日ノ勢、其地四方ニ分在スル、妨ナシト雖モ、太平無事ノ日ヲ待テ、之ヲ古制ニ復シ、五畿及ヒ江丹播紀等ノ地ノ高ヲ量リ、王畿ト定メ。其地ニ所在ノ諸侯ヲ、舊封ニ應シテ、僻遠ノ公邑ヲ分チ賜フヘシ。或ハ五畿ニ伊賀近江丹波若狹ヲ加ヘ、九畿トナスモ可ナランカ。

第三

一、封建ハ君臣世契、上下相親ミ、事アレハ死力ヲ盡シ其社稷ヲ守リ、以テ 皇室ノ藩屏トナル。郡縣ノ民ノ、其令吏ヲ視ル、逆旅主人ノ如キ者ト不同事

第四

一、我國四周大海、外賊ノ來ル方所ナシ。宜ク列侯ヲシテ、其藩屏ヲ嚴ニシ、其侵入ヲ防カシムヘシ。今其藩屏ヲ撤シ、郡縣トナサハ、其土ニ常君ナク、其民常主ナク、屯兵戍卒アリト雖モ、禦侮ノ任ニ堪サル事

第五

一、方今諸侯封土奉還ノ願アリト雖モ、提封舊ノ如ク、更ニ御判物ヲ賜リ、之レト始ヲ正フシ。舊弊ヲ除キ、庶政一新、詔旨ヲ體認シ皇室ヲ翼戴セシメ、毎年巡察使ヲ遣リ、藩治ノ得失ヲ察シ、慶讓ノ典ヲ行フヘキ事

第六

一、頻年兵禍連結シテ、天下疲弊外夷覬覦人心洶々、此時ニ當テ、國體ヲ變革スル決シテ宜シカラサル事

第七

一、公卿ハ、位有テ、土地人民無シ、故ニ入相出將ノ權輕シ、天科僻遠ニ散處スルヲ以テ、有功公卿ノ茅土ニ充テハ、諸侯ト維持シテ親疎間錯スルノ理ニ相適フ可キ事

第八

一、東京ニ鎮將府ヲ置、以テ東北諸侯ヲ撫御シ給フヘキ事

第九

一、奥州并ニ西州ニ、鎮臺ヲ置キ、宮及ヒ公卿ニ其職ヲ任シ、皇化ヲ布キ、鎮撫シ給フ可キ事

但シ府ノ兵衛ハ、天下無祿ノ士ヲ募リ、府下近侯ニ於テ、祿ニ代ユルノ田ヲ給シ、耕稼シテ其力ニ食マシメハ、兵ヲ農ニ寓スルノ意ニテ、人々其上ヲ親ミ、其家ヲ念ヒ、疆テ死地ニ之カシムト雖モ、叛カサルヘシ

第十

一、隣境諸侯ヨリ一兩人ヅ、ヲ精撰シテ、鎮府ニ貢セシメ、以テ其國情ヲ達シ、且府政ニ與カラシメハ、海内一致ノ御政體、相立可申事

これらの議案の全體を見れば、郡縣の主張は第一・第二の兩案、封建維持の主張は、第三・第五・第六・第七の四案、

兩者の中間に屬するもの第四案の一である。その主張の數の上から見れば、

郡 縣 論	第一 議案	四十一人	百 二人
	第二 議案	六十一人	
中 間 論	第四 議案	三十七人	三十七人
封 建 論	第三 議案	四十六人	
	第五 議案	六人	
	第六 議案	七人	八十一人
	第七 議案	二十二人	

といふ數を示してゐる。而して、封建論における種々なる分裂は、それだけ封建論の勢力を弱めるものと見るべきであらう。

九

郡縣制の論議は、諸藩を動かすこと多大であつた。勿論幕末維新當時の諸藩は既に財政窮乏・農村疲弊、既に封建諸侯としての存在を續けることに多大の困難を伴つてゐたことは事實である。これらの事情と徳川幕府の崩壊並に諸藩の勢力の均衡は、中央集權的統一國家の形成に甚だ有利なものがあつた。而して、明治二年一月二十日薩長二藩、特にその封土を奉還し、政權を一にすることを議した。肥土二藩もこの議に應じ、この日島津忠義・毛利敬

親・鍋島直大・山内豐範連署上表して封土人民を朝廷に奉還せんことを請ふた。その上表にいふ。

臣某等頓首再拜。謹案スルニ朝廷一日モ失フ可ラサル者ハ大體ナリ。一日モ假ス可ラサル者ハ大體ナリ。天祖肇テ國ヲ開キ基ヲ建テ玉ヒシヨリ、皇統一系萬世無窮、普天率土其有ニ非サルハナク其臣ニ非サルハナシ、是大體トス。且與ヘ目奪ヒ爵祿以テ下ヲ維持シ、尺土モ私ニ有スルコト能ハスニ民モ私ニ攘ムコト能ハス、是大體トス。在昔朝廷海内ヲ統馭スルニ此ニ由リ、聖躬之ヲ親ラス、故ニ名實並立テ天下無事ナリ。中葉以降綱維一タヒ弛ヒ、權ヲ弄シ柄ヲ爭フ者踵フ朝廷ニ接シ、其民ヲ私シ其土ヲ攘ムモノ天下ニ半シ、遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク乘ル所ノ權ナクシテ是ヲ制馭スルコト能ハス、茲雄迭ニ乘シ弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其大ナル者ハ十數州ヲ併セ其小ナル者猶士ヲ養フ數千、所謂幕府ナル者ノ如キハ、土地人民擅ニ其私スル所ニ頒チ以テ其勢權扶植ス。是ニ於テ乎朝廷徒ニ虛器ヲ擁シ其視息ヲ窺テ喜戚ヲナスニ至ル。橫流之極滔天回ラサルモノ茲ニ六百萬有餘年。然トモ其間往々天子ノ名爵ヲ假テ其土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽フ。是固ヨリ君臣ノ大義上下ノ名分萬古不拔ノ者アルニ由ルナリ。方今大政新ニ復シ萬機之ヲ親ラス。實ニ千歲ノ一機、其名アリテ其實ナカル可ラス。其實ヲ舉ルハ大義ヲ明ニシ名分ヲ正スヨリ先ナルハナシ。嚮ニ徳川氏ノ起ル古家舊族天下ニ半ス、依テ家ヲ興スモノ亦多シ。而シテ其土地人民コレヲ朝廷ニ受ルト否トヲ問ハス因襲ノ久シキ以テ今日ニ至ル。世或ハ謂ラク、是祖先鋒鏑ノ經始スル所ト。吁何ソ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り其貨ヲ奪ヒ是死ヲ犯シテ猶ヌル所ノモノト云ニ異ナランヤ。庫ニ入ルモノハ人其賊タルヲ知ル、土地人民ヲ攘奪スルニ至ツテハ天下之ヲ怪マス、甚哉名義ノ素壞

スルコト。今ヤ丕新ノ治ヲ求ム、宜ク大體ノ在ル所大權ノ擧ル所毫モ假ス可ラス。抑臣等居ル所ハ即チ天子ノ土臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ、安ソ私ニ有スヘケンヤ。今謹テ其版籍ヲ收メテ之ヲ上ル。願クハ朝廷其宜ニ處シ其與フヘキハ之ヲ與ヘ其奪フヘキハ之ヲ奪ヒ、凡列藩ノ封土更ニ宜ク詔命ヲ下シ之ヲ改メ定ムヘシ。而シテ制度典型軍旅ノ政ヨリ戎服器械ノ制ニ至ルマテ悉ク朝廷ヨリ出テ天下ノ事大少トナク皆一ニ歸セシムヘシ。然後ニ名實相得始テ海外各國ト並立スヘシ。是朝廷今日ノ急務ニシテ又臣下ノ責ナリ。故ニ臣等不肖謏劣ヲ顧ミズ敢テ鄙衷ヲ獻ス。天日ノ明幸ニ照臨ヲ賜ヘ。臣某等誠恐誠惶頓首再拜以表、

維新の有力藩である薩長土肥の封土人民の奉還は列藩に強度のセンセーションを與へ、このときから列藩相踵てこれに倣ひ、封土版籍奉還の表をよるもの二百余藩といはれた。朝廷はこれに對し、「今度其藩々上書之趣、土地人民版籍奉還可致之旨、全忠誠之志深敬感被思食候、尙ほ東京御再幸之上會議を経公論を被爲竭、何分の御沙汰可被爲存候得共、版籍之儀は一應取調可差出之旨被仰出候事」といふたのであつた。しかるに同年六月十七日の勅によつて、諸藩版籍奉還の請を許し、上表して奉還を請はなかつた三十余藩に對してもまたこれを奉還せしめ、前田慶寧・島津忠義以下二百六十二人の舊藩主を知藩事となし、名目上における封建諸侯の存在は消滅したのである。このとき郡縣論者水谷忱は論じていふ。

「先般より諸侯累々として奉還版籍の上表あり。朝廷之を容易に納れず、群臣に下議し、其輿論に決せんと欲す。何ぞ其れ上下至公の美なるや。然りと雖も忱竊に謂らく上表果して其誠意に出るか、將其性を矯むるか、未だ知

るべからざるなり。果して其誠意に出づるも、一己の専断に非ずして、其家臣と熟議するか、將重臣の裁決にて君は與かり聞かず。唯上表署名のみか未だ知るべからざる也。……(中外新聞第十九號) (明治二年六月五日)

かくの如き形勢は、前掲會議所日誌によるも明かであり、名實とも郡縣制は明治四年の廢藩置縣によつて成つたのである。而して、この版籍奉還・廢藩置縣は單なる政治上の變革であつて、社會經濟上の變革に對する序曲に過ぎぬものである。しかしながら封建制から集權統一國家制への推移における最も重大なる出來事の一つであり、その基礎の一を形成したものといつてよいのであらう。この問題を中心として、身分上、並に社會上における變革は行はれんとするのであつて、これに關する新舊思想の衝突は、明治初年の思想上における最も多彩なる部分である。他日の詳論を期して筆を擱く。

本論文の最初の計畫では、封建制から國民的統一國家制への推移の間における政治・社會經濟上の問題のすべてに涉つて論ずる筈であつたが、問題の重要性和筆者の旅行その他のために、その全體を論ずることが出来なかつた。他日續稿を草することによつて完結を期したい。一九三四・五・一四

貝原益軒の社會經濟思想

野村 兼 太 郎

思想家と稱せらるゝ者に二種ある。一は高遠の眞理を探求し、一部の識者に、又は千載の後にその知己を求むる者である。他は自家の説を一般大衆に知らしめ、大衆を指導せんと欲する者である。後者は前者に比して比較的その獨創性を缺く。しかしよく時代の趨勢を看破し、甚しく理想に馳する缺陷なく、一般民衆より一歩先んじて、その時代を指導し、これに影響するところ頗る大である。今こゝに述べんとする貝原益軒の如きは、これに屬する者である。

貝原益軒の社會經濟思想は今日より見れば、素より幼稚極まるものである。又徳川封建制の下にある諸家の思想に比しても、特に獨創的として、又は異色あるものとして擧ぐべきほどのものもない。しかもなほこれを取上げて、その社會經濟思想を検討せんとする所以は、彼の思想の普及性が頗る大であつたからである。普及性の大であると云ふことは勿論思想の眞實、高遠を保證するものではない。否時にはその正反對の場合すらあり得る。しかし少く